

令和6年

第1回由利本荘市議会
定例会（3月）追加提出議案

令和6年3月8日

秋田県由利本荘市

令和6年第1回由利本荘市議会定例会（3月）追加提出議案一覧表		ページ
議案第 75号	由利本荘市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案	1
議案第 76号	令和5年度由利本荘市一般会計補正予算（第20号）	別 冊

議案第75号

由利本荘市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

由利本荘市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年由利本荘市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当

第14条を第15条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第8条の次に次の1条を加える。

（災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当）

第9条 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当は、被災家屋の調査又は避難所の運営等の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第50条第1項に規定する災害応急対策の業務等であつて、他の地方公共団体の応援業務として任命権者が認める作業に従事する職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき350円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の由利本荘市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和6年1月1日から適用する。

令和6年3月8日提出

由利本荘市長 湊 貴 信

提案理由

秋田県人事委員会規則の改正に準じ、条例の一部を改正しようとするものである。